

住宅宅地資産額 1 億円以上については、高所得層で顕著になっており、世帯所得 1000 万円以上では 30% を、800 万円以上でも 20% 強を占めている。また、低所得層においても資産額階級が 1 億円を超える世帯が数% 程度存在していることに留意すべきことも変わらないところである（図 12）。

5. まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようになる。

- ① 高齢者の貯蓄階層別の分布を見ると、高貯蓄が多い世帯に属する者が多くなっているが、依然として 3 割程度の高齢者は貯蓄額が 300 万円未満（貯蓄なしを含む）の世帯に居住している。よって、貯蓄額からみた高齢者の世帯間格差は大きい。
- ② 高齢者の属する世帯構造別に見ると、貯蓄がないか少ない世帯に居住する高齢者の割合は、世帯構造によって異なる。特に、単独世帯では「貯蓄なし」世帯に住む高齢者が多い。一方、夫婦のみ世帯や三世帯世帯では、貯蓄が多い世帯が多く、1000 万円を超える階層はそれぞれ約 4 割、3 割強を占めている。ただし、高齢女性の単独世帯について時系列で見ると、貯蓄が少ない世帯の割合が減少しつつある。
- ③ 貯蓄と所得との関係を見ると、高貯蓄の世帯ほど高所得の世帯が多く、高齢者の中で、貯蓄が豊かな者は所得の面でも豊かな世帯に属する者が多いとすることができる。しかし、高貯蓄の階層にも低所得世帯が相当な割合を占めており、上記の関係が単純に成り立つわけではないことに留意する必要がある。
- ④ コーホートでの分析を行うと、貯蓄がない世帯に属する者の割合は、どのコーホートでも 1 割程度を占め、しかも年齢による変化は少ない。よって、貯蓄がない高齢者の発生する度合いコーホートを問わず安定的であることが分かった。一方で、貯蓄が 3000 万円を超える世帯に属する者の割合は、後のコーホートほど高く、経済状態の改善効果が見られることが分かった。
- ⑤ 高齢者のいる世帯の持ち家率は 2003 年で約 85% であり、全世帯平均よりも高い。しかし、単独世帯では 6 割程度となっており、世帯の家族類型によって格差が見られる。また、世帯所得別の持ち家率を見ると、低所得層で低く、高所得層で高い。しかし、世帯年収が一定の額以上に達すると、持ち家率は 95% を超えて安定的になる。ここでも、単独世帯では、全体的に持ち家率は低い。よって、世帯構造と所得による持ち家率の格差が見られた。
- ⑥ 高齢者のいる世帯における住宅宅地の資産額を世帯所得階層別に見ると、低所得層では住宅宅地資産なしまたは資産額が低い世帯が多く、高所得層ほど資産額が高い世帯が多くなっている。その一方で、低所得層でも数% の割合で 1 億円以上の資産額の世帯があり、高所得層ほど住宅宅地の資産額が大きい世帯が多いが、一義的な関係だけが成立するわけではないことが明らかになった。

我が国の高齢者は、貯蓄、住宅の双方について、資産額が多い世帯に居住する者がいる一方で、そうでない者も存在し、所得格差と同様に資産格差も存在する。世帯構造別に分析すると、高齢単独世帯において、全体的に貯蓄が少ない世帯が多かったり、持ち家率が低い世帯が多かったりする等、他の家族類型に属する高齢者との格差が明確になった。高齢者の間では、単独世帯が増加しつつあり、今後も増加が見通されている。時系列では、高齢単独世帯の資産状況に改善の傾向があるとはいえ、資産保有上不利な状態にある高齢単独世帯の増加は、高齢者の資産保有の状態を悪化させるだけでなく、その格差にも大きな影響を与える、つまり、資産が豊かでない者を増加させる可能性もある。その場合、資産に着目した税や社会保障における負担を導入した場合、その効果が想定以上に上がらないことが予想される。

高齢者に対する所得保障、雇用対策等の方向性は2001年12月に改訂版が閣議決定された「高齢社会対策大綱」で明らかにされており、現在その方針に沿った形で施策が進められている。若年層については、2003年12月に「青少年育成施策大綱」が改訂され、2004年6月には「少子化社会対策大綱」が策定された。これらの大綱の中には、若年層の自立に関する施策の方向性が盛り込まれている。様々な人々に対する異なった性格の施策を実施することで、それぞれの施策が持つ直接の目的とともに、世代を問わない経済的な自立の実現を可能になるような政策効果が期待できる。経済的な自立の実現は、一定の所得（フロー）の確保とともに、貯蓄等（ストック）の蓄積にも機会を開く。このことは、資産保有の状況や格差の改善にも資するものと考えられる。資産格差が過度に開くことを防ぐとともに、活力ある社会を今後も実現させていくには、こうした施策が効果を発揮することを期待するとともに、有効な施策の立案につながるような研究を進めていくことが重要ではないかと思われる。

また、今回の分析ではこれまでの研究で実施された個票の再集計結果や公表資料を活用することで実施した。高齢者については比較的長期にわたる時系列データが入手できたが、コーホートでの分析には、若年層の集計が10歳階級別であったり、30歳未満は一括して集計されたりする等、幅広い世代にわたってコーホートを設定するにはデータが不足していた。多くのコーホートを組むことができる程度に個票の再集計のデザインを行う等の改善を進めることで、異なる知見が得られる可能性もある。今後の分析のためにも、充実が必要なデータの検討等を進めていきたい。

（資料）

- 1) 内閣府（2003年）、「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」
- 2) 厚生省（2000年）、『平成12年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 3) 内閣府（2002年）、『平成14年版高齢社会白書』,財務省印刷局.
- 4) 小島克久（2002年）,「我が国における高齢化と新しい高齢社会対策大綱」,『高齢社会対策の的確な推進のための政策研究懇談会報告書』,平成14年3月.
- 5) 廣嶋清志・大江守之・山本千鶴子・三田房美・小島克久（1994年）,「高齢者の世帯状態の将来推計」『人口問題研究』50巻2号,pp.25-51.
- 6) OECD（1996）”Income Distribution in OECD Countries”.
- 7) A.B.Atkinson(1995),”Incomes and the welfare state”, Cambridge univ. press.
- 8) OECD（2001）”Ageing and Income”.
- 9) OECD(2004),”Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s”.
- 10) 太田清（2000年）,「国際比較からみた日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480号, pp.33-40.
- 11) 高山憲之・有田富美子（1996年）,『貯蓄と資産形成』（一橋大学経済研究叢書）,岩波書店.

(図表編)

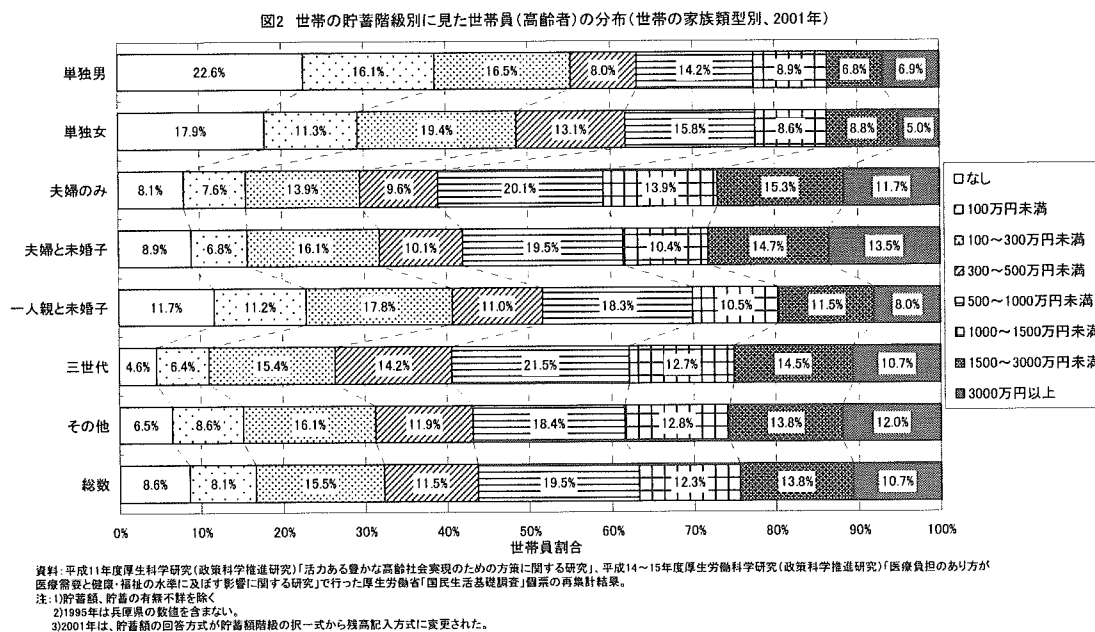
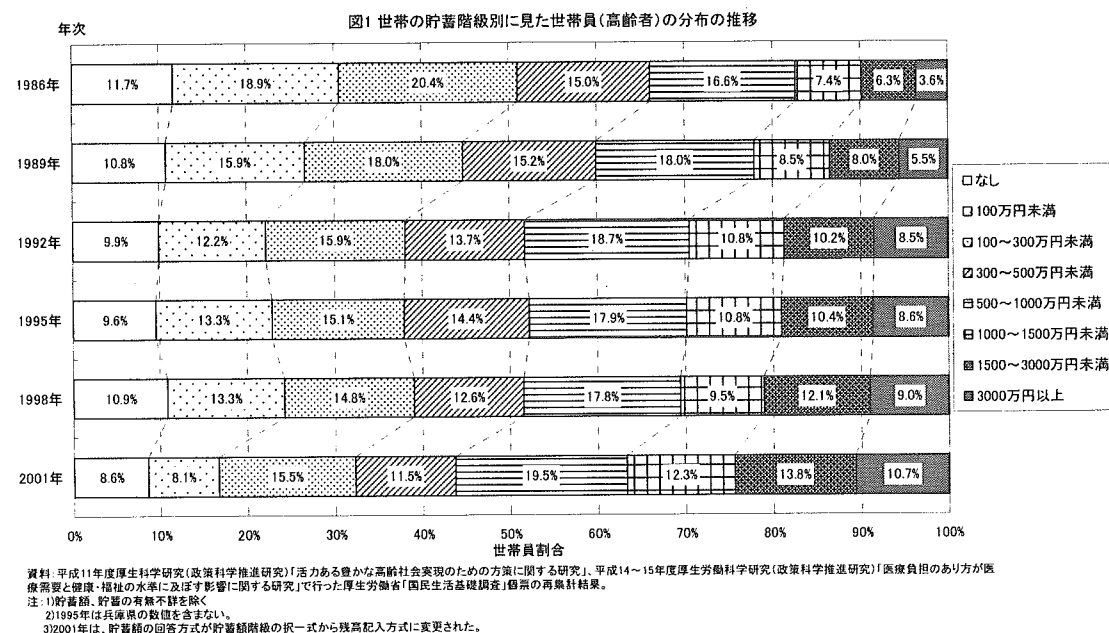
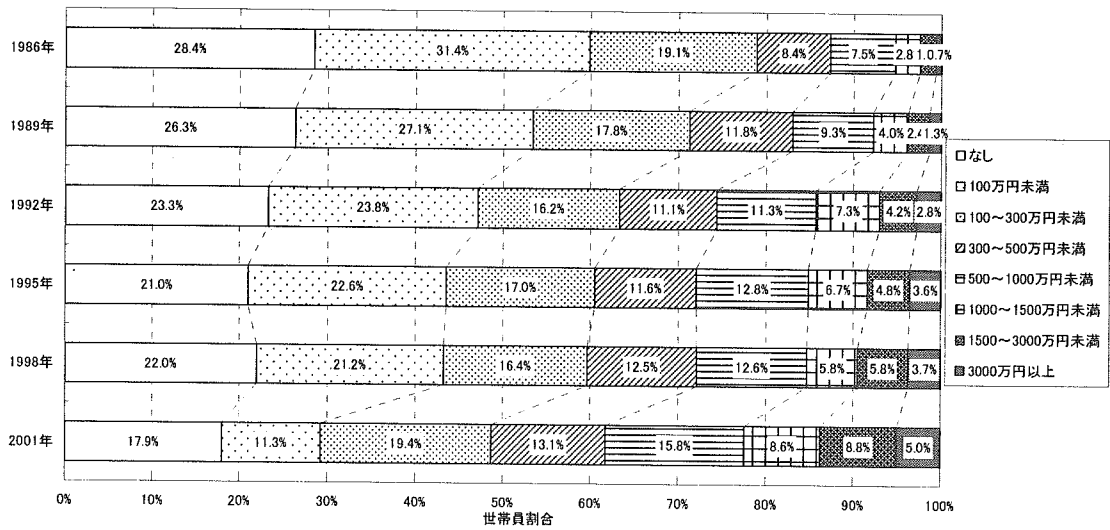


図3 世帯の貯蓄階級に見た世帯員(高齢者)の分布の推移(単独女)



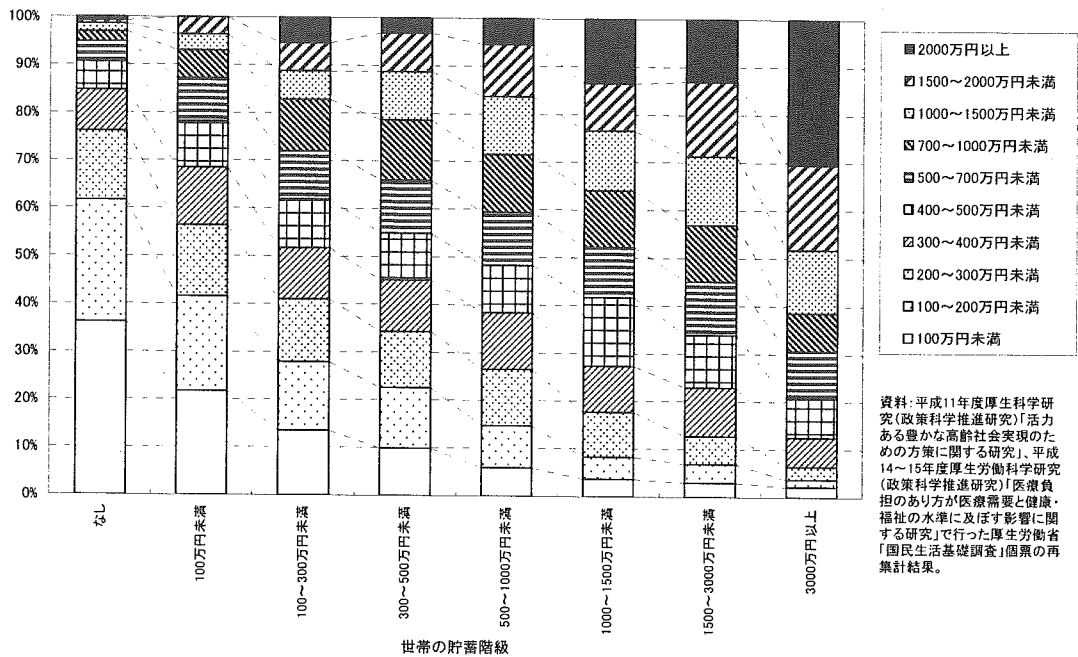
資料:平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」、平成14~15年度厚生労働科学研究(政策科学推進研究)「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」で行った厚生労働省「国民生活基礎調査」個票の再集計結果。

注:1)貯蓄額、貯蓄の有無不詳を除く

2)1995年は兵隊員の数値を含まない。

3)2001年は、貯蓄額の回答方式が貯蓄額階級の択一式から複数記入方式に変更された。

図4 世帯の貯蓄階級・所得階層別高齢者の構成比(2001年)



資料:平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」、平成14~15年度厚生労働科学研究(政策科学推進研究)「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」で行った厚生労働省「国民生活基礎調査」個票の再集計結果。

図5 世帯の貯蓄階級・所得階層別高齢者の構成比(1986年)

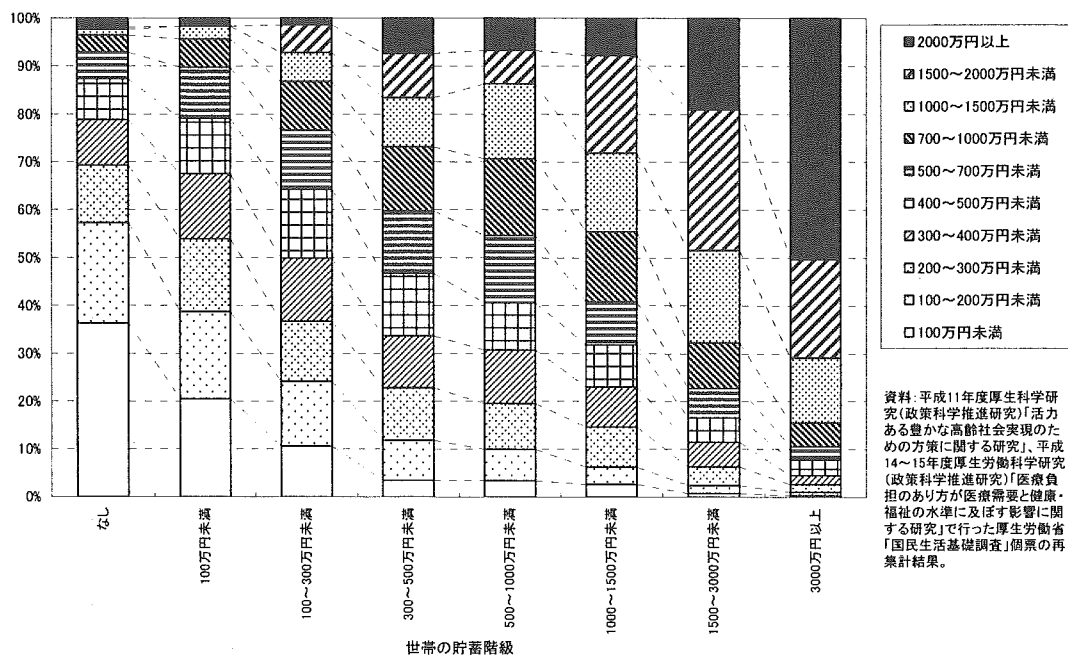


図6-1 「貯蓄なし」世帯に住む者の割合(男・コーホート別、世帯構造調整済み)

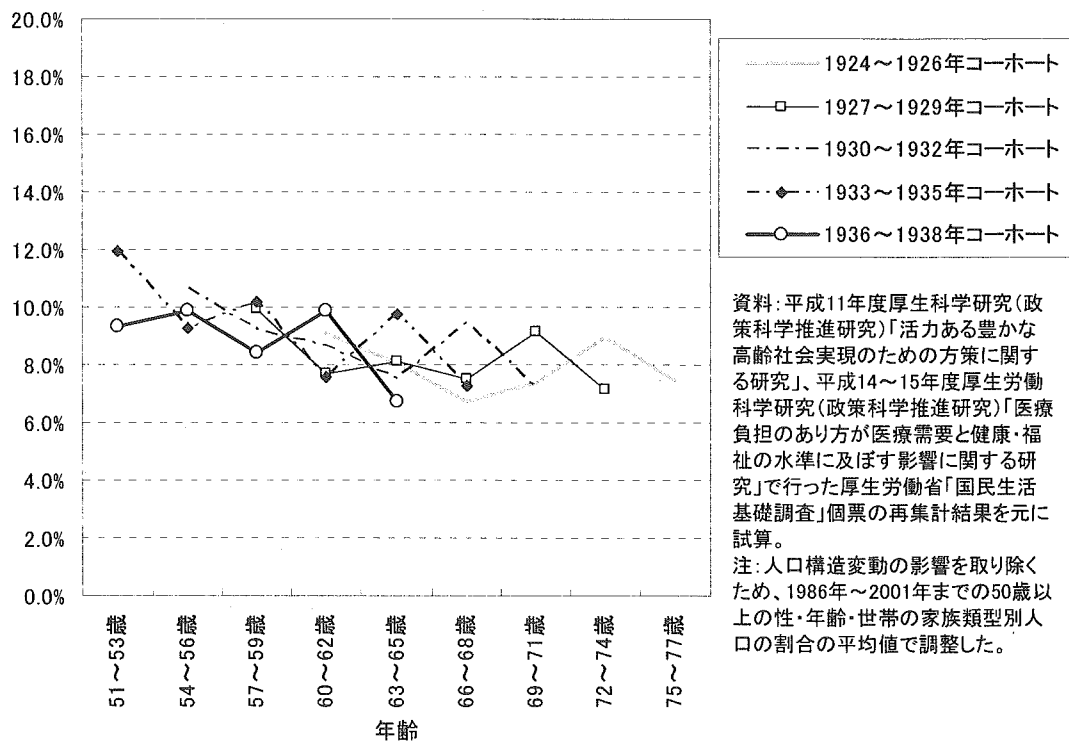


図6-2 「貯蓄なし」世帯に住む者の割合(女・コーホート別、世帯構造調整済み)

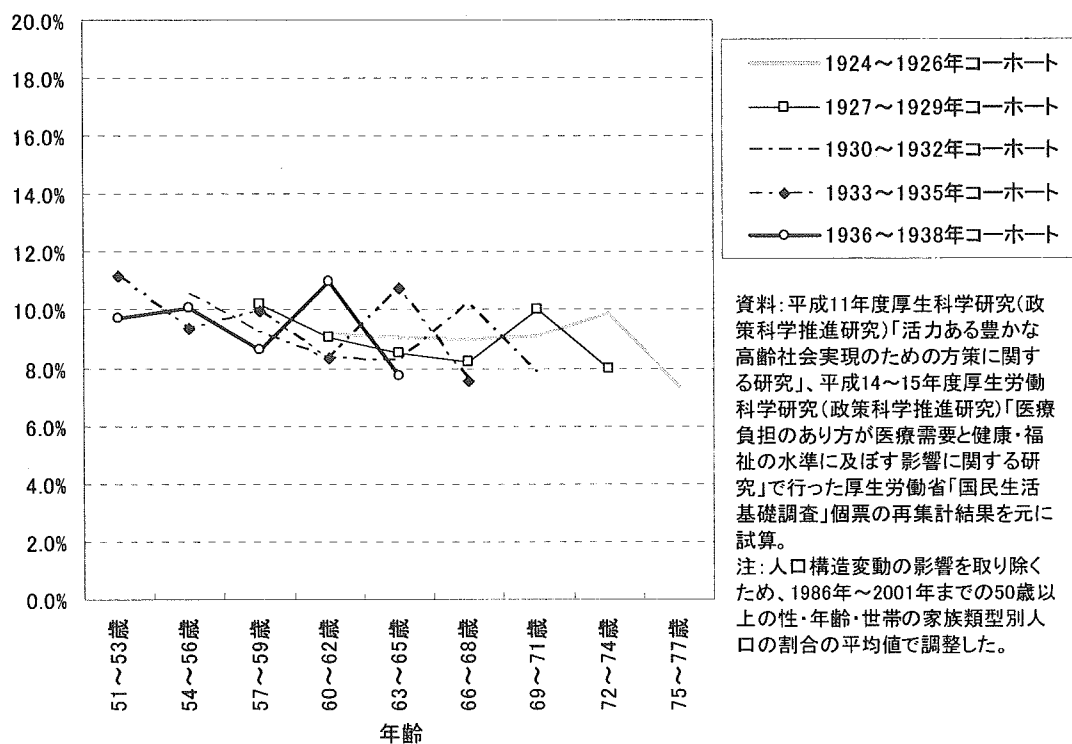


図7-1 「3000万円以上」世帯に住む者の割合(男・コーホート別、世帯構造調整済み)

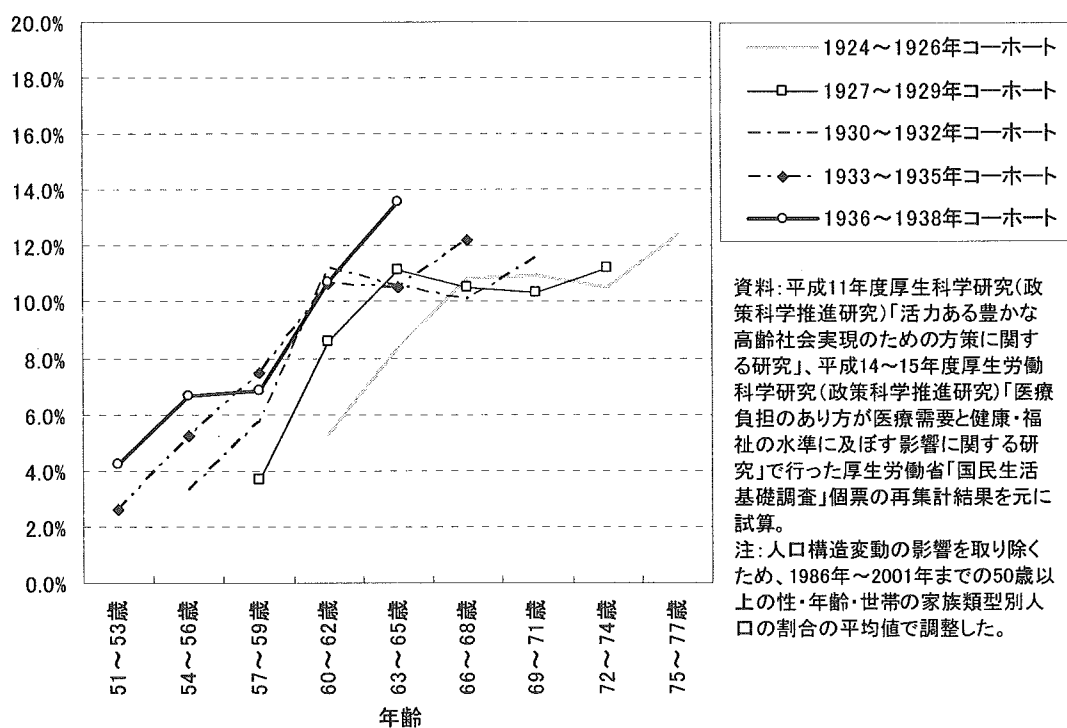


図7-2 「3000万円以上」世帯に住む者の割合(女・コーホート別、世帯構造調整済み)

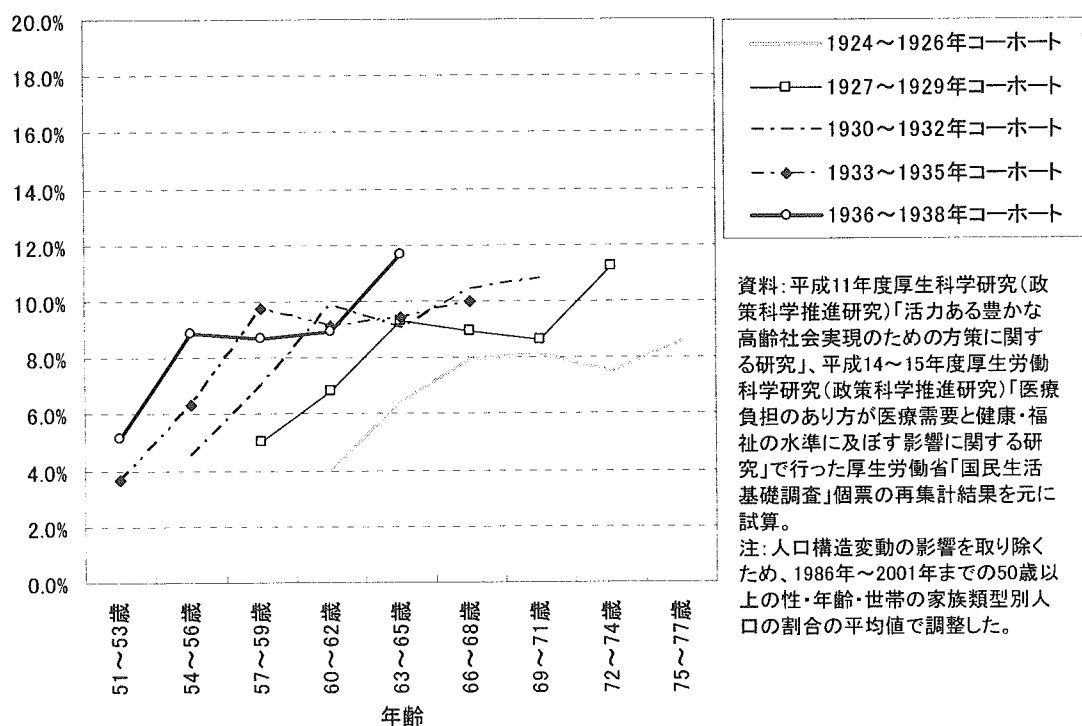
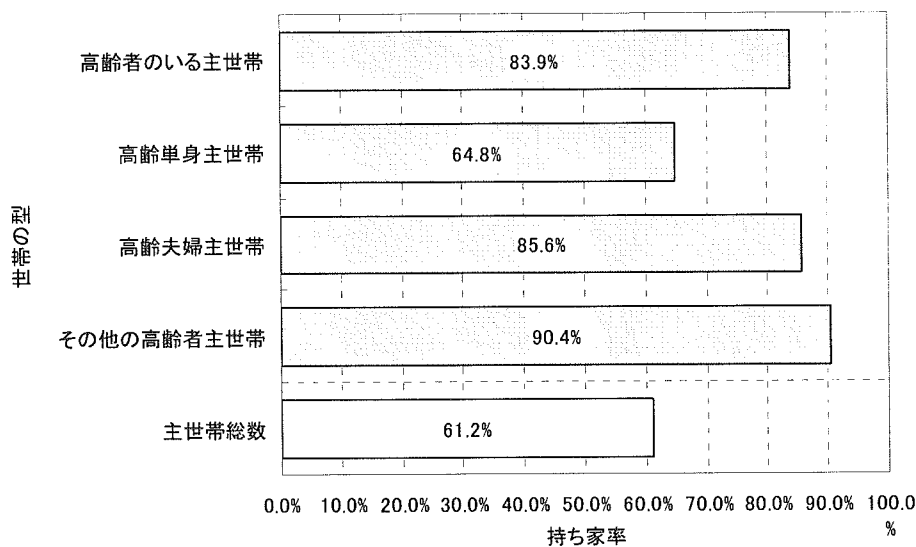


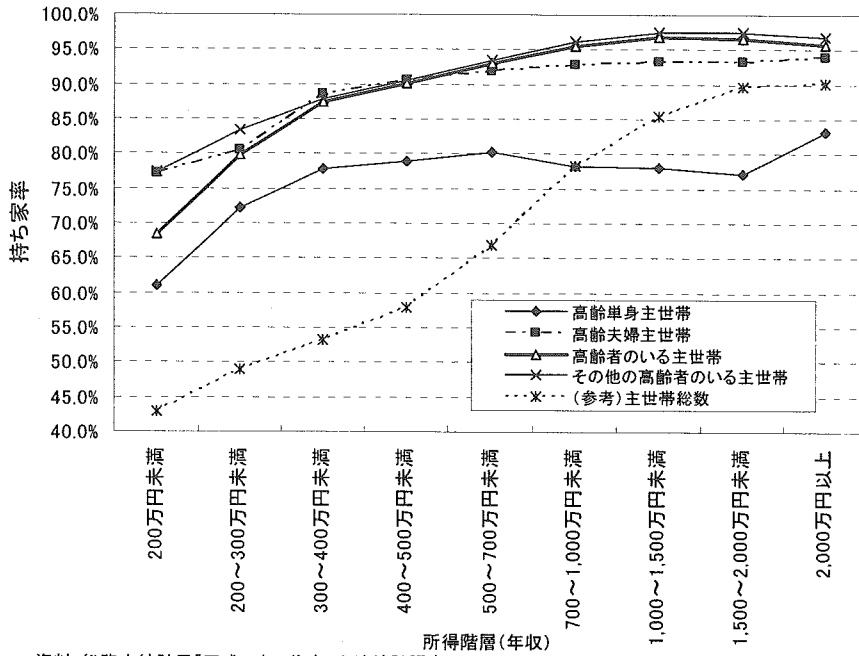
図8 高齢者のいる世帯の持ち家率(2003年・速報値)



資料:総務省統計局「平成15年 住宅・土地統計調査」(速報)

注:住宅の所有関係「不詳」を含んだ持ち家率。主世帯とは、住居と生計を共にしている家族や一戸を構えた単身者の内、同居世帯(1つの住宅に2世帯以上居住している世帯の内、家の持ち主や借り主でない世帯)以外の世帯を指す。主世帯総数とは、高齢者のいない主世帯を含めた全ての主世帯。

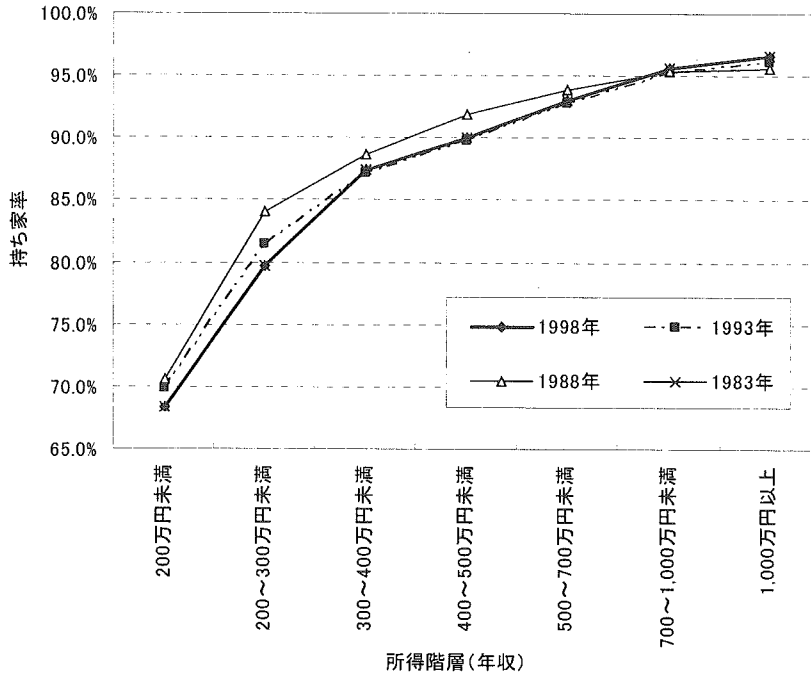
図9 高齢者のいる世帯における持ち家率(1998年、所得階層別)



資料:総務庁統計局「平成10年 住宅・土地統計調査」

注:総数には住宅の所有関係「不詳」を含む。主世帯とは、住居と生計を共にしている家族や一戸を構えた単身者の内、同居世帯(1つの住宅に2世帯以上居住している世帯の内、家の持ち主や借り主でない世帯)以外の世帯を指す。

図10 高齢者のいる世帯における持ち家率(1983年～1998年、所得階層別)



資料:総務省統計局「住宅・土地統計調査」

注:65歳以上の世帯員のいる主世帯の持ち家率

図11 高齢者(無職)のいる世帯における収入階級・資産階級別世帯分布(1999年、10万分比)

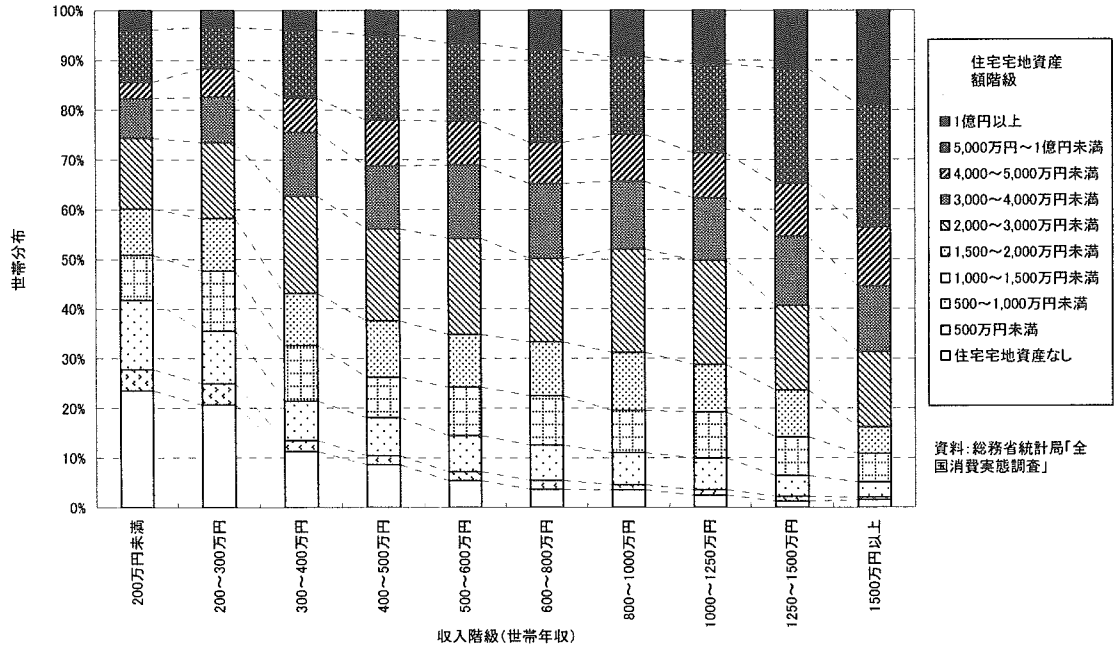
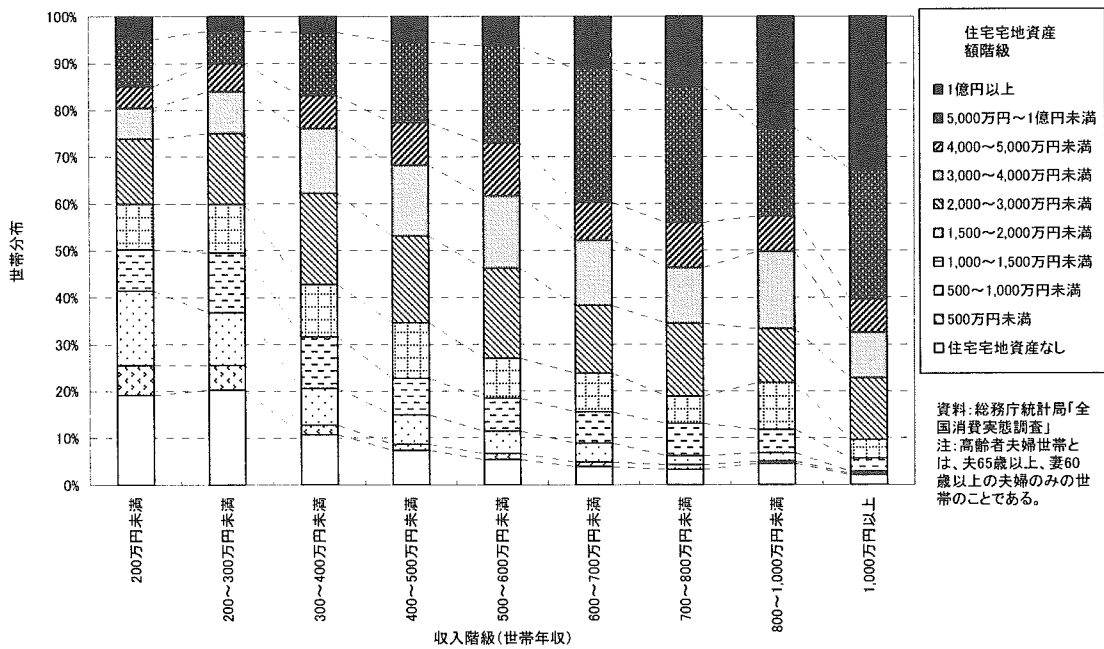


図12 高齢者夫婦世帯における収入階級・資産階級別世帯分布(1999年、10万分比)



世帯構造と所得格差に関する分析

<分担研究者>

名古屋市立大学経済学部助教授

森田 陽子

世帯構造と所得格差¹

森田 陽子（名古屋市立大学経済学部）

1. はじめに

女性の高学歴化や社会進出によって、所得でみた世帯の構造は以前とはかなり異なる様相を提示していると思われる。結婚や育児に際しても就業を継続する女性、高学歴女性と高学歴男性との組み合わせ、また、離婚を選択する女性も増加している。このような女性のライフスタイルの変化は、世帯における女性の所得の位置付けを変化させる。女性の所得は必ずしも世帯主の所得を補助する役割ではなくなっている。本稿では、このような女性の働き方や生き方の多様化が、世帯の所得構造を変化させ、所得格差に何らかの変化を与えているのかどうかを検証する。ここでは、特に、女性の高学歴化による世帯所得の変化と、離婚などによる母子家庭の貧困問題を取り上げる。

これまで日本の世帯においては、ダグラス=有沢の法則が成立するといわれてきた。即ち、世帯主の所得が高いと、配偶者の有業率が低くなるという関係である。このような配偶者の就業を通じた所得調整は、世帯主と配偶者を併せた所得で考えた場合、世帯の所得格差を平準化する効果があるだろう。松浦(1993)では、同居世帯員の収入が世帯の所得分配の不平等に無視できない影響を与えていることが報告されている。しかし、最近の研究では、世帯主と配偶者の所得の間に正の相関があり、これが世帯の所得格差の拡大要因となっていることが指摘されている（小原(2001)）。本稿では、世帯主と配偶者の所得との関係に着目する。配偶者の所得が世帯の所得格差にどのような影響を与えているのかを検証することを目的に、平成 5、8、11、14 年の「所得再分配調査」を基に、世帯主と配偶者の所得の分布や相関がどのように変化しているのかを概観する。

高所得者同士の夫婦の増加が指摘される一方で、離婚率の上昇などによる片親世帯も増加している。特に、世帯主が女性であるところの母子世帯の貧困問題が指摘されるようになった。女性の生き方が多様化している反面、直面するリスクも多様化している。このような変化に対して、社会保障がどのように対応する必要があるのか政策的なインプリケーションを得ることは重要である。その前段階として、ここでは、世帯構造によって所得の分布にどのような違いが生じているのかを確認する。

2 世帯主と配偶者の就労所得

まず、世帯主と配偶者の所得の状況を以下で確認することを行う。用いたサンプルは、「所得再分配調査」の平成 5、8、11、14 年の世帯票に個人票の世帯主と配偶者の情報をマッチングさせたものである。

サンプルを均質化すること、また、世帯主と配偶者の就労状況に基づく所得格差に関心があるため、サンプルを以下のように限定する。まず、世帯構造が夫婦のみの世帯、夫婦

¹ 本論文は、平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果を引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

と未婚の子のみの世帯、三世帯世帯に限定する（単独（男）世帯、単独（女）世帯、片親と未婚の子のみの世帯、その他の世帯は除外する）。次に、世帯類型が高齢者世帯、母子世帯、父子世帯に該当する世帯を除く。また、世帯主の年齢が60歳未満の世帯に限定する。

次に所得については、雇用所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計を就労所得として、新たに定義する。「所得再分配調査」では、所得として、以上の所得項目の他に、家賃・地代の所得、利子・配当金、仕送り、その他がある。しかし、これらの所得は、世帯主に代表して記載されている場合もあり、世帯主と配偶者間で分配して記載されているとは限らない。このため、これらの所得はここでは取り上げない。

表1は世帯主の就労所得、あるいは家計の就労所得別にみた、配偶者の就労所得の分布を、平成5、8、11、14年についてみたものである。家計の就労所得とは世帯主の就労所得と配偶者の就労所得の合計値である。表1を基に、年次別の比較を行ったのが図1～3である。図1は世帯主の就労所得階級別にみた、配偶者の有業率である。ここで有業率とは、配偶者の内、就労所得が0円より大きい者の割合である。全体の傾向として、世帯主の就労所得と有業率との間の負の相関が示されている。つまり、ダグラス=有沢の法則が成立していることが示される。しかし、年毎の動きを見てみると、年を経るに従い、カーブが徐々に緩やかになってきており、世帯主の就労所得との負の相関が弱まってきていることが観察される。特に、平成14年ではその傾向が大きい。世帯主の所得階級が400万円から1200万円未満の階級において、配偶者の有業率の大きな増加が見取れる。同様の結果は、小原(2001)でも示されている。小原(2001)では、『消費生活に関するパネル調査』（家計経済研究所）を用い、1993年と1996年の夫の所得階層別の妻の有業率を見ているが、やはりダグラス=有沢の法則が弱まってきていることが示されている。

図2-1は世帯主の就労所得別の配偶者の平均就労所得である。ここでは就労所得が0円の者も含めた平均値である。平成5年から11年については、世帯主の所得階級が200万円未満の場合、配偶者の平均値は高いが、200万円以降世帯主の所得が上昇するにしたがって、配偶者の平均就労所得は一度減少する。世帯主の所得が400万円以上になると配偶者の平均就労所得は上昇を始める。しかし、世帯主の所得が1000万円以上1200万円未満では、配偶者の平均就労所得は一度落ち込むが、世帯主の所得が1200万円を超えると配偶者の平均所得は一気に上昇する。これらの平均値は、所得が0円の者も含めた平均値である。図1では、世帯主の就労所得と配偶者の有業率との間には負の相関が示されている。このことを考慮すると、図2-1が示すものは、世帯主の所得が高いほど、配偶者の有業率は低い、有業の場合、その就労所得は高い水準であるということであろう。平成14年は、世帯主の所得階級が400万円以上1200万円未満の階級で、配偶者の平均所得の大きな上昇が示されている。図1でも、平成14年は、ちょうどこの階級で有業率の上昇が示されていたので、これは、有業率の上昇と有業者の平均所得の上昇の2つの要因が考えられる。

配偶者が有業している場合の平均就労所得を見たものが、図2-2である。やはり、世帯主の就労所得の上昇と共に、配偶者の平均就労所得の上昇が観察される。つまり、ダグラス=有沢の法則は成立しているが、配偶者が有業の場合は、世帯主の所得が高いほど配偶者の所得も高いということである。この関係は、平成5年から14年、すべての年次で成立している。配偶者の平均所得水準は平成5年から14年にかけて、ほとんど変化していない。ここでは名目値での比較であるので、ほぼ一定と言ってよいであろう。図2-1で、平成14年に世帯主が中所得層において、配偶者の平均所得が増加していたのも、有業者の平均就労所得がほとんど変化してないのを考慮すると、主に有業率の上昇によるものと推測される。

世帯の所得格差はどのような影響を受けるのであろうか。図1が示すように、ダグラス=有沢の法則が弱まりつつあるのであれば、配偶者の所得による世帯の所得格差の縮小効果は弱まるということである。逆に言えば、世帯主と配偶者の両方の所得が高い世帯の割合が増加し、配偶者所得が世帯の所得格差の拡大要因となりつつある可能性が示唆される。配偶者の平均所得水準は平成5年から14年にかけて、ほぼ一定である。したがって、配偶

者の所得が世帯の所得格差の拡大に影響を与えるとすれば、主に配偶者の有業率の変化、特に世帯主、配偶者共に高所得層の有業率の増加であろう。

配偶者所得の世帯所得への効果を見てみよう。図 3 は、世帯主の就労所得階級別の世帯分布と、家計の就労所得階級別の世帯分布を比較したものである。実線が前者、破線が後者をあらわしている。世帯主の所得でみると、400 万円以上 600 万円未満の階級がピークとなっている。家計の就労所得でみると、400 万円以上 600 万円未満と 600 万円以上 800 万円未満の 2 つの階級でピークがあり、分布が右に広がっている。即ち、配偶者の就労所得によって、世帯の所得格差が緩和されていることが示唆される。

図 4 は配偶者の有業率を見たものであるが、家計の就労所得が高いほど有業率が高く、家計所得における配偶者の所得の重要性が示唆される。平成 11 年は低所得層で、有業率がより高くなっていること、平成 14 年はすべての所得階級で有業率が上昇していることが特徴的である。図 5 は配偶者の就労所得が世帯所得にどの程度寄与しているのかを見たものである。これは、家計の就労所得に対する配偶者の就労所得の割合を、家計の就労所得階級別平均でみたものである。配偶者の就労が 0 円より多い世帯だけでみたものであるが、低所得層で最も配偶者の就労所得の寄与が大きく、家計の所得が 1000 万円未満ではほぼ 25%前後、家計所得が 1000 万円を越えるとやや上昇する。寄与率が一定であっても、家計所得との比で考慮すると、家計の所得階級がより高い世帯では、配偶者の所得も高く、世帯主の所得水準と正の相関があることが示唆される。

以上から、世帯の所得格差に、配偶者の所得が大きな役割を与えていることが示された。また、ダグラス=有沢の法則が弱まり、世帯主と配偶者共に高所得層の有業率が世帯の所得格差に何らかの影響を与えている可能性が示された。この点を、平均対数偏差 (Mean Log Deviation : MLD) で確認してみよう。表 2 は、配偶者無業世帯と配偶者有業世帯の 2 グループによる MLD 分解である。これによると、すべての年で、配偶者無業世帯の方が、MLD が大きいことが分かる。また、徐々に MLD が減少しているが、平成 11、14 年で特に減少している。これは、配偶者無業世帯の MLD の減少によるものと思われる。ただし、有業世帯の平均所得が 4 時点を通じて上昇しているのに対して、無業世帯では、4 時点を通じるとほとんど変化していないことから、所得水準が相対的に低下した上での格差縮小と推測される。グループ間効果が大きくなっていることから、配偶者無業世帯と有業世帯との格差が拡大している可能性が指摘される。

3. 母子世帯の所得状況

次に、母子世帯の所得状況をみるために、世帯構造、世帯類型別に世帯の平均所得をみてみよう。ここではサンプルを世帯構造が夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、片親と子のみの世帯とし、世帯類型については母子世帯、父子世帯、その他の世帯に限定する。世帯構造が単身世帯、三世代世帯、その他の世帯、世帯類型が高齢者世帯に該当する場合は、サンプルから除外する。また、世帯主が 60 歳以上の世帯もサンプルから除外する。

表 3 は世帯構造、世帯類型別でみた、世帯の平均所得である。世帯構造でみると、夫婦のみの世帯と片親と未婚の子のみの世帯で平均所得が低く、特に、片親と未婚の子のみの世帯の平均所得が最も低い。世帯類型別でみると、母子世帯において平均所得が低い。世帯類型による比較では、サンプル数が少ないため、断定は控えるが、同じ片親世帯でも父子世帯よりも、母子世帯のほうが平均所得が低い。これは当初所得でみても、再分配所得でみても変わらない。再分配所得で見ると僅かに改善しているが、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、父子世帯、その他の世帯の平均所得より格段に低い。

図 6、7 は世帯構造別に見た世帯の分布である。所得階級は、「所得再分配調査」による 26 階級である。片親と未婚の子のみの世帯では、低所得階級に多く分布していることがわか

る。これは再分配所得で見ても同じである。

図 8 は片親と未婚の子のみの世帯の、年次別の世帯分布の推移を示している。どの時点でも低所得階級に分布が偏っているが、平成 14 年で特に、低所得階級における分布が多くなっている。これが平成 14 年固有の動きかどうかは今後の調査を見る必要があるが、仮に離婚率の上昇などで、今後も持続するのであれば、何らかの政策的対応が必要となるであろう。

4. まとめ

ここで明らかになったことをまとめると以下のようなものである。ダクラス=有沢の法則は成立しているが、弱まりつつある。世帯主が高所得の場合、配偶者の有業率は低い、有業している場合、その平均所得は高い。世帯の所得格差の是正に配偶者の所得の役割は小さくない。しかし、世帯主が高所得である配偶者の有業率が高まっており、世帯の所得格差に何らかの影響を与えている可能性がある。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯は低所得世帯が多い。

これらを基に、今後は分析を更に深める必要がある。主な点は、各所得階級で、配偶者所得の分布はどのようになっているか、世帯主と配偶者の就労所得水準が両方とも高い世帯の属性はどのようなものか、配偶者の就労所得によって世帯の所得階級はどの程度変化するのか、子どもの有無を考慮した場合の所得格差はどうか、扶養控除などの税制の影響、児童手当、生活保護などの社会保障の効果などである。

参考文献

- 小原美紀(2001) 「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？－妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』N0. 493、August pp.15-29
- 松浦克己(1993) 「世帯主の定期外収入・同居世帯収入の所得分配に与える影響」『日本労働研究雑誌』No. 407、December pp.10-17
- 樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・飯島隆介・川出真清・坂本和靖(2003) 「パネルデータに見る所得階層の固定性と意識変化」『日本の所得格差と社会階層』樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著、日本評論者、pp.45-83

表1-1-1 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H5

世帯数:4252

世帯主の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	319	(7.5)	109.6	163.9	0	1500
200万円以上400万円未満	930	(21.9)	89.2	113.9	0	895
400万円以上600万円未満	1287	(30.3)	97.6	143.2	0	865
600万円以上800万円未満	877	(20.6)	97.8	161.3	0	893
800万円以上1000万円未満	452	(10.6)	112.2	190.7	0	937
1000万円以上1200万円未満	191	(4.5)	65.7	142.7	0	762
1200万円以上	196	(4.6)	169.0	305.9	0	1500

資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果(以下同様)

()内は全世帯数に占める割合

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-1-2 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H5年

世帯数:2068 (48.6)

世帯主の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	194	(60.8)	180.3	177.3	9	1500
200万円以上400万円未満	513	(55.2)	161.6	108.6	5	895
400万円以上600万円未満	626	(48.6)	200.6	146.7	1	865
600万円以上800万円未満	387	(44.1)	221.7	177.6	7	893
800万円以上1000万円未満	214	(47.3)	237.1	217.4	5	937
1000万円以上1200万円未満	58	(30.4)	216.4	186.4	6	762
1200万円以上	76	(38.8)	435.8	354.2	17	1500

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

表1-1-3 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H5年

世帯数:4252

家計の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	191	(4.5)	32.8	53.9	0	197
200万円以上400万円未満	677	(15.9)	41.0	62.7	0	390
400万円以上600万円未満	1152	(27.1)	57.4	86.4	0	578
600万円以上800万円未満	995	(23.4)	91.2	122.5	0	729
800万円以上1000万円未満	578	(13.6)	128.5	149.2	0	838
1000万円以上1200万円未満	336	(7.9)	181.3	203.1	0	731
1200万円以上	323	(7.6)	308.3	326.0	0	1500

()内は全世帯数に占める割合

家計の就労所得=世帯主の就労所得+配偶者の就労所得

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-1-4 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H5年
世帯数:2068 (48.6)

家計の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	66 (34.6)	94.8	50.3	9	197
200万円以上400万円未満	260 (38.4)	106.8	56.7	5	390
400万円以上600万円未満	491 (42.6)	134.7	84.2	1	578
600万円以上800万円未満	505 (50.8)	179.7	116.8	7	729
800万円以上1000万円未満	340 (58.8)	218.5	134.8	5	838
1000万円以上1200万円未満	203 (60.4)	300.0	180.5	6	731
1200万円以上	203 (62.8)	490.6	282.0	17	1500

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

表1-2-1 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H8
世帯数:3920

世帯の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	269 (6.9)	124.3	242.7	0	3038
200万円以上400万円未満	769 (19.6)	98.6	130.0	0	954
400万円以上600万円未満	1146 (29.2)	94.2	139.9	0	811
600万円以上800万円未満	916 (23.4)	105.0	171.8	0	890
800万円以上1000万円未満	460 (11.7)	119.8	203.7	0	888
1000万円以上1200万円未満	187 (4.8)	104.7	248.6	0	2000
1200万円以上	173 (4.4)	143.6	326.6	0	2168

()内は全世帯数に占める割合

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-2-2 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H8年
世帯数:1916 (48.9)

世帯の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	164 (61.0)	203.9	283.7	1	3038
200万円以上400万円未満	429 (55.8)	176.8	128.3	5	954
400万円以上600万円未満	558 (48.7)	193.4	145.0	7	811
600万円以上800万円未満	435 (47.5)	221.2	191.0	5	890
800万円以上1000万円未満	208 (45.2)	265.0	231.0	3	888
1000万円以上1200万円未満	66 (35.3)	296.7	345.1	15	2000
1200万円以上	56 (32.4)	443.5	445.2	8	2168

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

表1-2-3 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H8年
世帯数:3920

家計の就労所得	Obs		Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	152	(3.9)	27.3	49.1	0	195
200万円以上400万円未満	549	(14.0)	41.1	65.1	0	395
400万円以上600万円未満	1015	(25.9)	57.0	86.4	0	509
600万円以上800万円未満	972	(24.8)	84.7	113.5	0	602
800万円以上1000万円未満	599	(15.3)	126.2	155.9	0	902
1000万円以上1200万円未満	301	(7.7)	172.2	200.5	0	995
1200万円以上	332	(8.5)	357.3	387.4	0	3038

()内は全世帯数に占める割合

家計の就労所得=世帯主の就労所得+配偶者の就労所得

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-2-4 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H8年
世帯数:1916 (48.9)

家計の就労所得	Obs		Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	47	(30.9)	88.4	49.0	1	195
200万円以上400万円未満	209	(38.1)	107.8	62.8	5	395
400万円以上600万円未満	427	(42.1)	135.5	84.3	7	509
600万円以上800万円未満	491	(50.5)	167.7	107.5	5	602
800万円以上1000万円未満	347	(57.9)	217.9	148.3	3	902
1000万円以上1200万円未満	180	(59.8)	288.0	184.0	15	995
1200万円以上	215	(64.8)	551.8	352.7	8	3038

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

表1-3-1 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H1
世帯数:3173

世帯主の就労所得	Obs		Mean	S. D.	Min	Max
200万円未満	200	(6.3)	118.0	137.9	0	720
200万円以上400万円未満	587	(18.5)	123.6	142.3	0	918
400万円以上600万円未満	880	(27.7)	101.5	145.8	0	980
600万円以上800万円未満	730	(23.0)	108.2	184.0	0	1500
800万円以上1000万円未満	430	(13.6)	116.5	212.6	0	1045
1000万円以上1200万円未満	184	(5.8)	112.9	210.2	0	981
1200万円以上	162	(5.1)	163.6	319.3	0	1541

()内は全世帯数に占める割合

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-3-2 世帯主の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H11年

世帯数:1665 (52.5)

世帯主の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	138	(69.0)	170.9	136.0	5	720
200万円以上400万円未満	386	(65.8)	188.0	136.6	10	918
400万円以上600万円未満	458	(52.0)	195.1	150.3	1	980
600万円以上800万円未満	348	(47.7)	227.0	210.0	8	1500
800万円以上1000万円未満	188	(43.7)	266.4	252.1	10	1045
1000万円以上1200万円未満	80	(43.5)	259.7	252.4	25	981
1200万円以上	67	(41.4)	395.7	394.4	12	1541

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

表1-3-3 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得=0の世帯を含む) H11年

世帯数:3173

家計の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	109	(3.4)	36.8	52.4	0	196
200万円以上400万円未満	376	(11.8)	51.1	68.7	0	360
400万円以上600万円未満	787	(24.8)	62.9	87.9	0	525
600万円以上800万円未満	791	(24.9)	94.5	126.3	0	720
800万円以上1000万円未満	530	(16.7)	114.8	148.6	0	667
1000万円以上1200万円未満	271	(8.5)	163.1	193.9	0	918
1200万円以上	309	(9.7)	354.0	351.4	0	1541

()内は全世帯数に占める割合

家計の就労所得=世帯主の就労所得+配偶者の就労所得

就労所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得

表1-3-4 家計の就労所得階級別、配偶者の就労所得(配偶者の就労所得>0の世帯のみ) H11年

世帯数:1665 (52.5)

家計の就労所得	Obs	Mean	S. D.	Min	Max	
200万円未満	47	(43.1)	85.4	46.9	5	196
200万円以上400万円未満	175	(46.5)	109.9	60.8	10	360
400万円以上600万円未満	365	(46.4)	135.6	82.3	1	525
600万円以上800万円未満	409	(51.7)	182.7	121.3	8	720
800万円以上1000万円未満	288	(54.3)	211.2	142.4	10	667
1000万円以上1200万円未満	167	(61.6)	264.6	184.7	25	918
1200万円以上	214	(69.3)	511.1	312.8	12	1541

()は、各所得階級における、配偶者所得>0の世帯の割合

雇用と年金
—高齢期における勤労収入の所得格差・
低所得率への影響—

<分担研究者>

慶應義塾大学経済学部講師

山田 篤裕

雇用と年金

—高齢期における勤労収入の所得格差・低所得率への影響—

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

1. はじめに

先進国（OECD加盟国）において、日本における高齢者の就業率が高いことはつとに知られた事実であるが、「就業」ではなく「引退」という側面からみた場合、別の特徴が浮き上がる。

「引退」年齢には二種類の概念がある。一つは、実際に引退する確率が急激に高くなる年齢で、「実効的引退年齢（effective retirement age）¹」と呼ばれるものである。もう一つは、年金受給可能開始年齢である「公的引退年齢（official retirement age）」と呼ばれるものである。労働経済学的な考え方からすれば、公的年金受給開始は、（いわゆる）不労所得を増大させ、それは就業者の留保賃金（＝この賃金であれば働いても良いと個人が考える賃金）を引き上げ、非就業を選択する確率を高めるはずである。したがって、「公的引退年齢」と「実効的引退年齢」は、ほぼ重なるはずである。

しかしながら、図1-1で示されているように、多くの先進諸国では、さまざまな早期引退制度の存在により、実際には「公的引退年齢」よりも「実効的引退年齢」の方が低い。一方で、日本は「実効的引退年齢」の方が「公的引退年齢」よりも低いという、比較的まれな特徴を持っている。OECD（2004）によれば、1997-2002年の「実効的引退年齢」は、日本では男性70歳、女性66歳となっている。一方で、「公的引退年齢」は60歳であり、「実効的引退年齢」の方が高い。日本と同じ、こうした特徴を持つ国として、メキシコ、トルコ、ギリシャ、チェコ、韓国、アイスランドなどが挙げられるが、アイスランドを除き、こうした国々はすべて新興OECD加盟国である。日本は、古くからのOECD加盟國中、例外的な存在である。

この「実効的引退年齢」と「公的引退年齢」の乖離が意味するところは、「雇用と年金」を組み合わせている高齢者、すなわち「就業している年金受給者」の割合が日本で高い、という事である。高齢化にともなう、財政的な圧力から、公的年金と私的年金、賦課方式と積立方式、という側面から高齢者の所得保障は議論されることが多い。しかしながら、実際には日本では高齢者の可処分所得に占める私的年金の割合は平均で見ると低く²、多くの高齢者は「雇用と年金」を組み合わせる形で所得を構成している。基礎年金、所得比例年金、私的年金という三つの柱ではなく、勤労収入という第四の柱を持つ、日本の高齢者の所得分配はどのような特徴を持つものなのであろうか。

¹ 平均実効引退年齢とは、40歳以上の人々の各5歳刻みで非労働力化する、推計平均年齢に対応している。この推計は、40歳を最初の年齢とする5歳刻みごとの擬似コーホートを用いて求められたものである。この推計値は、始期と終期の間において、全コーホートの労働力率の低下合計に占める各コーホートの割合によって、各5年間の各コーホートの平均年齢を重み付けすることによって計算されている。

² 『所得再分配調査（平成14年度）』の再集計結果によれば、可処分所得に占める私的年金（企業年金と個人年金の合計）は平均で1%ほどである。